

工事監理報告書

本様式はR3.1に改正されています。

令和〇年〇月〇日

(株)西日本住宅評価センター様

建築基準法及び関係法令に適合するように施工されたことを確認しましたので報告します。
この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

各報告者(3者)の所属事務所や会社等を記載してください。
押印は不要です。

工事監理者	建築士事務所名
工事施工者	氏名
工事現場管理者	施工会社名
	代表者
	管理者会社名
	氏名

確認	令和〇年〇月〇日 第〇 WHEC確建 大〇〇〇〇 号			
建築主 (建築主)	建築主名			
工事名称	工事名称			
敷地の地名地番	地名地番			
設計者資格 住所氏名	(一級)建築士 (大臣) 登録 第 00001 号	建築士事務所の住所 電話: 06-0000-0001		
工事監理者 住所氏名	(一級)建築士 (大臣) 登録 第 00002 号	建築士事務所の住所 電話: 06-0000-0002		
工事施工者 住所氏名	建設業の許可(大臣) 第 特29-00003 号	施工会社の住所 電話: 06-0000-0003		
工事期間	令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日			
建築物 (工作物) 概要	工事種別	新築		
	用途 (工作物の種類)	診療所付き 一戸建ての住宅		
	構造	鉄骨造	造	
	延べ面積	200.00 m ²		
	階数	地上 2階 / 地下 階	軒高 (工作物の高さ) 6.300 m	
報告様式 (該当するものを○で囲む)	1 共通	延べ面積: 確認申請書第3面【11.延べ面積】【イ.建築物全体】(申請部分)		
	2 基礎配筋	軒高: 確認申請書第4面【7.高さ】【ロ.最高の軒の高さ】を記入してください。		
	3 木造・軸組工法	9	バリアフリー関係	
	4 木造・枠組工法	中間検査において法7条の5を適用した場合、省令様式第四面の提出を以て、様式1から様式11までを代替できます。		
	5 鉄筋コンクリート造			
	6 鉄骨造			
右記に該当する場合、○を記入	○	法7条の5適用の場合、申請書第四面の提出により様式1から11省略(中間検査に限る)	○	法7条の5の適用に必要な工事写真

工事監理報告書(共通)

本様式はR2.4.1に改正されています。

項目	月日	確認方法		不具合箇所の処理状況	
確認の表示	○/○	A	適	確認済証交付後の日付	
敷地の形状等	敷地境界等	○/○	A	適	隅切りがある場合に記入
	すみ切り				
	擁壁設置の許認可の有無				確認済証や宅造許可取得の場合に記入
	道路との接続	○/○	A	適	
	道路境界線等	○/○	A	適	
配置等	敷地境界線と外壁の距離	○/○	B	適	基礎配筋検査時はここまで記入してください。
建物の高さ	設計GL及び現地設計GL	○/○	B	適	建方検査時はここまで記入してください。
	建物の高さ(斜線制限)	○/○	B	適	
造主等構	耐火、防火性能	○/○	C	適	完了検査時はここまで全て記入してください。
	その他				
内装	仕上材の種類	○/○	C	適	
	仕上げの状況				
開口部	寸法、形状	○/○	A	適	
	建具の種類				
建築設備	自然換気設備	○/○	A	適	
	給排水設備	○/○	A	適	
	電気設備	○/○	A	適	
備考	1 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。				

【各種材料試験及び検査結果一覧】

躯体検査時コンクリート打設後4W未満の場合は「適」の記入しないでください。

材料	試験項目	部位	試験又は検査実施者	結果	備考
コンクリート	骨材試験	基礎	生コン工場	適	塩分、粘土塊量、洗いアルカリ反応
	コンクリートの配合	基礎	生コン工場	適	配合報告書
	コンクリートの圧縮強度(1週)	基礎	試験機関	適	標準養生
	コンクリートの圧縮強度(4週)	基礎	試験機関	適	標準養生
	コンクリートの施工	基礎	現場管理者	適	施工報告書
鉄筋	強度試験	基礎	鉄鋼メーカー	適	ミルシート等
	施工	基礎	現場管理者	適	施工報告書
	圧接部強度試験		-		
	溶接又は圧接部の内部欠陥検査		-		

配筋検査時はこのみ記入

試験又は検査実施者を記入

※部位(各工程)ごとに作成すること。ただし、記入できない場合は別途作成してください。

工事監理報告書(基礎配筋)

本様式は「杭基礎」の欄の一部が変更追加(H28.4.1)されています。

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不
地盤	地盤状況(地盤調査の要否)	○/○	A	適	
直接基礎	形状及び寸法	○/○	A	適	
	根入深さ	○/○	A	適	
	支持地盤の状態(乱されていないこと)	○/○	C	適	
	支持地盤の確認(地盤調査との照合)	○/○	C	適	
杭基礎 (杭頭処理)	形状及び寸法				<p>柱状改良・小口径鋼管杭など杭状地盤補強の場合は記入不要です。</p> <p>建築基準法(告示1347号)における基礎杭の場合に記入してください。</p>
	杭鉄筋の種別、径、本数、間隔				
	杭芯ずれの有無				
	杭鉄筋の定着				
	杭頭破壊、損傷の有無				
	杭頭レベル				
	支持層の確認(地盤調査との整合)				
ベース配筋	鉄筋の径、間隔	○/○	C	適	
	鉄筋の定着	○/○	A	適	
	鉄筋のかぶり厚さ	○/○	A	適	
	杭基礎のフーチング立ち上がり筋				
基礎梁 配筋等	形状及び寸法	○/○	B	適	
	・スラブ厚さ	○/○	A	適	
	・基礎梁の幅、せい	○/○	B	適	
	主筋の種別、径、本数、間隔	○/○	B	適	
	主筋の定着	○/○	B	適	
	スリーブ、ハンチ、増し打ちの補強	○/○	D	適	
	あばら筋の径、本数、間隔	○/○	D	適	
	あばら筋の加工	○/○	A	適	
	幅止め筋、腹筋の本数、位置	○/○	A	適	
	鉄筋のかぶり厚さ	○/○	A	適	
	柱主筋及び帯筋の種別、径、本数、間隔				
	結束筋の状況	○/○	A	適	
	地下壁				
その他	ガス圧接技量資格者の確認				<p>ガス圧接継手がある場合に記入してください。</p>
	ガス圧接継手位置、形状の確認				
	ガス圧接継手の強度確認				
	型枠、せき板、支保工、金物等の確認	○/○	A	適	<p>型枠の施工が終わっている場合に記入してください。</p>
	型枠、支柱及び金物の締め付け、	○/○	A	適	
	清掃の確認	○/○	A	適	
備考	<p>1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。</p> <p>2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。</p> <p>3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。</p>				

工事監理報告書(鉄骨造)

本様式はR2.4.1に改正
されています。

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
柱脚部	(1) アンカーボルトの径、本数、位置 歪み、ナット締め付け	〇/〇	A	適		
	(2) ベースプレートの据え付け					
	(3) 根巻鉄筋					
	(4) コンクリート投入孔					
	(5) 認定柱脚					
接合部	(1) 継手部の状況 ・ボルトの径、本数、余長 ・継手の位置、形状 ・密着状態	〇/〇	B	適		
	(2) パネルゾーンの状況	〇/〇	A	適		
	(3) 小梁、片持梁、階段部等	〇/〇	B	適		
鉄骨	(1) 各部材の形状、寸法 " 配置 " 材質	〇/〇	B	適		
	(2) 溶接欠陥の有無	〇/〇	A	適		
	(3) カバープレート、ブレース等の取付け スカラップの有無	〇/〇	A	適		
	(4) スリーブの位置 " 大きさ " 補強	〇/〇	B	適		
床版	(1) 床の仕様	〇/〇	A	適		
	(2) 床ブレース:材質、寸法等の確認	〇/〇	A	適		
	(3) デッキプレート床方向 焼き抜きせん溶接の状態 配筋状況、方向確認					
	(4) 大臣認定床					
	(5) スタッドボルト:寸法、ピッチの確認					
備考	<p>1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。</p> <p>2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかを選択してください。</p> <p>3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入してください。</p>					

この欄も全て記入してください。「試験又は検査実施者」は具体的な工場名等を記載しても結構です。

試験・検査項目	部位	試験又は検査実施者	結果	備考
鋼材強度試験	躯体	自社工場	適	
ボルト類等強度試験	躯体	自社工場	適	
溶接部強度試験	躯体	自社工場	適	
溶接部非破壊検査	躯体	自社工場	適	

工事監理報告書(シックハウス内装関係)

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考	
居室部分	平面図の区分	〇/〇	A	適		
	居室の大きさ	〇/〇	A	適		
	使用建築材料の種別	床	〇/〇	C	適	
		壁	〇/〇	C	適	
		天井	〇/〇	C	適	
		床下	〇/〇	C	適	
		天井裏	〇/〇	A	適	
		小屋裏	〇/〇	A	適	
		造り付家具	〇/〇	C	適	
		階段	〇/〇	C	適	
		建具	〇/〇	A	適	
		点検口	〇/〇	A	適	
		使用建築材料の面積	床	〇/〇	B	適
	壁		〇/〇	A	適	
	天井		〇/〇	C	適	
	床下		〇/〇	D	適	
	天井裏		〇/〇	A	適	
	小屋裏		〇/〇	B	適	
	造り付家具		〇/〇	D	適	
	階段		〇/〇	C	適	
	建具		〇/〇	B	適	
	点検口		〇/〇	A	適	
	天井裏等の確認(気密層又は通気止めを使用の場合は、写真を提出)	床下	〇/〇	A	適	
天井裏		〇/〇	A	適		
小屋裏		〇/〇	A	適		
物置		〇/〇	A	適		
ウォークインクローゼット その他		〇/〇	A	適		
防蟻材	床下	〇/〇	C	適		
	柱	〇/〇	C	適		
	壁	〇/〇	C	適		
添付図書報告資料	使用建築材料表			(有・ <input checked="" type="radio"/> 無)		
	写真(材料の種別が判断できるもの)			(有・ <input checked="" type="radio"/> 無)		
	納品伝票			(有・ <input checked="" type="radio"/> 無)		
	品質証明書			(有・ <input checked="" type="radio"/> 無)		
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

添付資料がなければ「無」に〇印をつけてください。
但し、この場合、施行令第10条第1号(型式認定・製造者認証)以外の物件は、現場にて使用建築材料表を提示してください。

工事監理報告書(防火区画等)

項目		月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
防火区画等の見え隠れ部分	たて穴区画	階段	○/○	A	適	
		吹き抜け				
		EV昇降路				
		PS				
	面積区画					
	異種用途区画					
	その他の区画	高層区画				
		界壁	○/○	A	適	←
		防火間仕切壁				
防火区画等貫通部分充填	たて穴区画	階段	○/○	A	適	
		吹き抜け				
		EV昇降路				
		PS				
	面積区画					
	異種用途区画					
	その他の区画	高層区画				
		界壁	○/○	A	適	←
		防火間仕切壁				
芯出し穴等の充填						
防火設備の仕様		○/○	A	適		
防火戸取付部分の充填		○/○	A	適		
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「寸法目視」(A)、「寸法標」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)を記入する。 3. 結果欄には、「適」(A)、「不適」(B)を記入する。 防火区画等を示した図面を必ず添付してください。 なお、各階平面図は防火区画等の位置を色別表示してください(別添参照)。					

※ 工事写真については、見え隠れ部分、区画貫通処理部分を重点的に添付すること。

※ 防火区画等の部分を明確にした図面を添付すること。

図面の作成について

各階平面図は、防火区画等の位置を色別表示(下表の表示例参照)してください。
 なお、平面図はA4サイズを原則とし、必ず通り芯を明記してください。

表示	色	区画の種類
	黄	たて穴区画
	赤	面積区画
	緑	異種用途区画
	青	その他区画

防火区画等の種類

	対象建築物	区画面積等	区画の方法	法令	
たて穴区画	主要構造部が準耐火構造、耐火構造で地階又は3階以上の階に居室のある建築物	メゾネット住戸、吹抜き、階段、エレベーター昇降路、タクトスペース等のたて穴を形成する部分の周囲を区画	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令112条9項	
面積区画	耐火建築物	1,500㎡以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条1項	
	準耐火建築物	一般	1,500㎡以内	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備	同上
		法27条2項、法62条1項による場合	500㎡以内 防火上主要な間仕切壁	同上 耐火構造・準耐火構造・防火構造(小屋裏又は天井裏に達しめる)	令112条2項
	口準耐火建築物	一般	1,500㎡以内	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条1項
法27条2項、法62条1項による場合		1,000㎡以内(500㎡以内)	同上	令112条3項(令112条2項)	
異種用途区画	一部が法24条各号の一に該当する建築物	当該用途部分、相互間及びその他の部分との間を区画	耐火構造、準耐火構造、両面防火の壁・特定防火設備・防火設備	令112条12項	
	一部が法27条1項、2項各号の一に該当する建築物		耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条13項	
その他区画	高層区画(十一階以上の部分)	一般	100㎡以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令112条5項
		壁・天井の仕上、下地とも準不燃材料以上	200㎡以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条6項
		壁・天井の仕上、下地とも準不燃材料以上	500㎡以内	同上	令112条7項
	内装制限緩和区画	100㎡以内(共同住宅の住戸200㎡以内)	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令129条1項	
	排煙設備緩和区画	100㎡以内(高さが31m以下の部分にある共同住宅の住戸は200㎡以内)	同上	令126条の2第1項1号	
	非常用の昇降機の設置を免除する区画	100㎡以内	耐火構造の床・壁 常閉式特定防火設備	令129条の13の2	
	避難階段の設置を免除する区画	同上	耐火構造の床・壁 特定防火設備	令122条1項	
	避難階段の区画	——	耐火構造の壁 特定防火設備・防火設備	令123条1項1号、6号	
	特別避難階段の区画	——	同上	令123条3項2号、9号	
	界壁	共同住宅	各戸	準耐火構造、耐火構造又は防火構造(小屋裏又は天井裏に達しめる)	令114条1項
防火切間壁	学校、病院、診療所、児童福祉施設等、ホテル、旅館、寄宿舎、マーケット	その用途に供する部分の防火上主要な間仕切壁	同上	令114条2項	

工事監理報告書(バリアフリー関係)

診療所 の場合

一般基準

項 目		月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
廊下等 (政令第11条) (条例第14条)	① 表面は滑りにくい仕上げであるか	〇/〇	A	適		
	② 点状ブロック等の敷設(階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分) ※1					
	③ 手すりを設けているか(条例第14条第二号に定める特別特定建築物に限る)	〇/〇	A	適		
階段 (政令第12条) (条例第15条)	① 手すりを設けているか(踊場を除く)					
	② 表面は滑りにくい仕上げであるか					
	③ 段は識別しやすいものか					
	④ 段はつまずきにくいものか					
	⑤ 踊場への点状ブロック等の敷設(段部分の上下端に近接する踊場の部分) ※2					
	⑥ 原則として主な階段を回り階段としていないか					
傾斜路 (政令第13条) (条例第16条)	① 手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)					
	② 表面は滑りにくい仕上げであるか					
	③ 前後の廊下等と識別しやすいものか					
	④ 踊場への点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上下端に近接する踊場の部分) ※3					
	⑤ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか					
エスカレーター (条例第17条)	① 踏み段の段は認識しやすいものか(階段状のエスカレーターに限る)					
	② くし板と踏み段等は認識しやすいものか					
	③ 昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか					
便所 (政令第14条) (条例第18条)	① 表面は滑りにくい仕上げであるか	〇/〇	A	適		
	② ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨を表示しているか(条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000㎡以上のものに限る)					
	③ 下記④及び⑤の便房を設ける便所					
	(1) 便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか ※4	〇/〇	A	適		
	(2) 洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか(1以上)	〇/〇	A	適		
	④ 車いす使用者用便房を設けているか(1以上)	〇/〇	A	適		
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	〇/〇	A	適		
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	〇/〇	A	適		
	(3) 洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	〇/〇	A	適		
	(4) 衣服を掛けるための金具等を設けているか	〇/〇	A	適		
	⑤ 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(1以上)	〇/〇	A	適		
	(1) 洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	〇/〇	A	適		
	(2) 衣服を掛けるための金具等を設けているか(1以上。ただし、10,000㎡以上の場合は2以上)	〇/〇	A	適		
	(3) 長さ1.2m以上の介護ベッドを設け、その表示をしているか(10,000㎡以上に限る)					
	(4) 水洗器具(オストメイト対応)は温水が利用できるものか(10,000㎡以上に限る)					
	(5) 物を置くための棚等を設けているか(10,000㎡以上に限る)					
⑥ 小便器を設ける場合は、床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(1以上)						
(1) 小便器に手すりを設けているか(1以上)						

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
ホテル又は旅館の客室 (政令第15条) (条例第19条)	① 客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか				
	② 車いす使用者用客室の床の表面は滑りにくい仕上げであるか				
	③ 便所(同じ階に共用便所があれば免除)				
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか				
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)				
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)				
	(4)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか				
	④ 浴室等(共用の浴室等があれば免除)				
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか				
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか				
(3)出入口の幅は80cm以上であるか					
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか					
敷地内の通路 (政令第16条) (条例第20条)	① 表面は滑りにくい仕上げであるか	〇/〇	A	適	
	② 段がある部分				
	(1)手すりを設けているか				
	(2)識別しやすいものか				
	(3)つまずきにくいものか				
	③ 傾斜路				
(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	〇/〇	A	適		
(2)前後の通路と識別しやすいものか	〇/〇	A	適		
(3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	〇/〇	A	適		
駐車場 (政令第17条)	① 車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上)	〇/〇	A	適	
	(1)幅は350cm以上であるか	〇/〇	A	適	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	〇/〇	A	適	
浴室等 (条例第21条)	① 表面は滑りにくい仕上げであるか				
	② 車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)				
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか				
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか				
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか				
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか					
標識 (政令第19条)	① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示を見やすい位置に設けているか	〇/〇	A	適	
	② 標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	〇/〇	A	適	
案内設備 (政令第20条) (条例第23条)	① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	〇/〇	A	適	
	② エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	〇/〇	A	適	
	③ 案内所を設けているか(①、②の代替措置)				
(1)案内所は車いす使用者が利用できるものとして設けているか					

移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

項 目		月日	確認方法	結果	不具合箇所 の処理状況	備考
(政令第18条 第2項第一号)	① 階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	〇/〇	A	適		
出入口 (政令第18条 第2項第2号)	① 幅は80cm以上であるか	〇/〇	A	適		
	② 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	〇/〇	A	適		
廊下等 (政令第18条 第2項第3号) (条例第22条 第1項第1号)	① 幅は120cm以上であるか	〇/〇	A	適		
	② 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	〇/〇	A	適		
	③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	〇/〇	A	適		
	④ 授乳及びおむつ交換のできる場所を設けているか（条例第22条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000㎡以上のものに限る）					
傾斜路 (政令第18条 第2項第4号)	① 幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか					
	② 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか					
	③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか					
エレベーター 及びその乗降 ロビー (政令第18条 第2項第5号) (条例第22条 第1項第2号)	① かごは必要階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか					
	② かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか					
	③ かご及び昇降路の出入口に利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けているか					
	④ かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、かごの外部から内部を見ることができ設備を設けているか					
	⑤ かごの奥行きは135cm以上であるか					
	⑥ かご内に鏡を設けているか					
	⑦ かご内の左右両側に手すりを設けているか					
	⑧ かご内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けているか					
	⑨ 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか					
	⑩ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか (1)かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものか (2)呼びボタン付のインターホンを設けているか（かご内の制御装置のうち、1以上）					
	⑪ かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか					
	⑫ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか					
	⑬ 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)かごの幅は、140cm以上であるか (2)かごは車いすが転回できる形状か (3)車いす使用者が利用しやすい制御装置をかご内の左右両面に設けているか					

移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況			
(エレベーター及びその乗降ロビーの続き)	⑭ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※5	(1)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか					
		(2)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか					
		(3)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか					
		(4)制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか					
		(5)乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロックを敷設しているか					
		特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（政令第18条第2項第6号）	① エレベーターの場合	(1)段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの）であるか			
		(2)かごの幅は70cm以上であるか					
		(3)かごの奥行きは120cm以上であるか					
		(4)かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）					
	② エスカレーターの場合	(1)車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか					
敷地内の通路（政令第18条第2項第7号）（条例第22条第1項第3号）	① 幅は120cm以上であるか	○/○	A	適			
		② 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	○/○	A	適		
			③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○/○	A	適	
		④ 通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ちないものとしているか	○/○	A	適		
			⑤ 傾斜路	○/○			
		(1)幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか		○/○	A	適	
		(2)勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合には1/8以下）であるか		○/○	A	適	
(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合には免除）							
(政令第18条第3項)	⑥ 上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る						

視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）

案内設備までの経路（政令第21条）（条例第24条）	① 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除）※6	○/○	A	適	
	② 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	○/○	A	適	
	③ 段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※7	○/○	A	適	
	④ 経路上に設ける段を回り段としていないか	○/○	A	適	

備考	1 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。
----	--

バリアフリー関係の注意事項

※ 「政令」等の略語については、次のとおり。

- 「政令」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法施行令
- 「条例」は、大阪府福祉のまちづくり条例
- 「規則」は、大阪府福祉のまちづくり条例施行規則
- 「告示」は、国土交通省告示

- ※1 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第3条)
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第4条)
- ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第5条)
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- ※4 規則で定める以下の場合を除く(規則第7条)
- ・自動車車庫に設ける場合
- ※5 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)
- ・自動車車庫に設ける場合
- ※6 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
- ・自動車車庫に設ける場合
 - ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等、点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合
- ※7 告示(規則)で定める以下の部分を除く(告示第1497号・規則第8条)
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

本様式はR2.4.1に改正
されています。

各種資料チェックリスト

法7条の5適用の場合

項 目	チェック	備 考
地盤調査報告書		
地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査結果報告書		
杭耐力試験報告書及び杭施工報告書		
骨材試験報告書		
コンクリート配合報告書		
フレッシュコンクリートのスランプ、空気量、単位容積 質量、温度及び塩化物量試験報告書		
コンクリート圧縮強度試験報告書		
コンクリートコア圧縮強度試験報告書		
硬化したコンクリート塩化物量試験報告書		
コンクリート工事施工結果報告書		
コンクリート打込結果表		
鉄筋強度試験報告書		<p>工事監理者が提出 又は提示した書類に ついて「○」をしてくだ さい。 添付資料の有無で はありません。</p>
PC鋼棒、PC鋼線及びPC鋼より線強度試験報告書		
鋼材強度試験報告書		
ボルト類強度試験報告書		
高力ボルト締め付け検査報告書		
溶接部非破壊試験報告書		
溶接部強度試験報告書		
圧接部強度試験報告書		
鉄骨工事施工状況報告書		
使用金物一覧表		
鋼材の品質証明書の写し		
鋼材の流通経路を示す書類		
工事写真		
工事写真(法7条の5適用)※	○	

※法第7条の5(建築物に関する検査の特例)の適用を受ける場合は、屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋の工事終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真の提出が必要です。

本様式はR2.4.1に改正
されています。

各種資料チェックリスト

プレハブ工法の場合

項目	チェック	
地盤調査報告書	○	確認時に未調査かつ変更がある場合に必要です。
地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査結果報告書	○	
杭耐力試験報告書及び杭施工報告書		
骨材試験報告書		
コンクリート配合報告書	○	柱状改良・小口径鋼管杭等の場合は、地盤改良施工報告書等の欄に「○」をしてください。
フレッシュコンクリートのスランプ、空気量、単位容積質量、温度及び塩化物量試験報告書	○	
コンクリート圧縮強度試験報告書	○	
コンクリートコア圧縮強度試験報告書		
硬化したコンクリート塩化物量試験報告書		
コンクリート工事施工結果報告書		
コンクリート打込結果表		
鉄筋強度試験報告書		
PC鋼棒、PC鋼線及びPC鋼より線強度試験報告書		
鋼材強度試験報告書		
ボルト類強度試験報告書		「コンクリート工事に関する取扱要領」の適用となる3階以上又は延べ面積500㎡超のRC造又はSRC造の場合に必要です。
高力ボルト締め付け検査報告書		
溶接部非破壊試験報告書		
溶接部強度試験報告書		
圧接部強度試験報告書	○	
鉄骨工事施工状況報告書		
使用金物一覧表		
鋼材の品質証明書の写し		
鋼材の流通経路を示す書類		
工事写真	○	工事監理者が提出又は提示した書類について「○」をしてください。 添付資料の有無ではありません。
工事写真(法7条の5適用)※		
		鉄筋の圧接部がある場合に必要です。
		一般の鉄骨造の場合に必要です。

※法第7条の5(建築物に関する検査の特例)の適用を受ける場合は、屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋の工事終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真の提出が必要です。